

〔翻訳〕 ジュスティノー・フォルトゥナート  
「南部問題と税制改革」(1904) より

勝 田 由 美

Alcune pagine del' *“La questione meridionale e la riforma tributaria”*, di Giustino Fortunato

KATSUTA Yumi

イタリアの国家予算のあらゆる収入源は、体系的な見通しや整合的な原則から生じたものではない。冷酷無比で切迫した必要性から設定されたものばかりである。このため、イタリアの財政は、論理性も、概念的統一性も、いかなる公正な基準をも欠いた、いくつもの収税装置のよせあつめ以外のものではない。政治的統一の際には、どうしても避けがたい必要性から、政府は、この半島の様々な税制のなかでもっとも収益性の高い、要は負担の大きなものを選ぶことを強いられた。一夜にしてイタリア全土に拡大されたサルデーニャ王国の税制は、とくにナポリ王国のものとは対照的で、税のもっとも軽い国のひとつであったナポリ王国は、一瞬のうちに有数の重税国へと転じてしまった。新生イタリア南部の税制の基礎は土地税であった。それに数種の専売税と関税の類が加わるが、勤労所得は無課税であり、相続も課税を免れ、登記や印紙にかかわる税もごくわずかであった。新たな負担がどれほど過酷で不安なものにならざるをえなかったか、基本的な経済活動をどれほど損なったかは、いうまでもない。他の地方では、税が軽減されたり古い制度のままであったのに対して、我が南部にあっては、破壊と再構築に多大な労力が費やされ、増税や新税が雨のように降り注いだ。政府が、貯蓄という「未活用の多大な資産」や「含み資産」、また、そもそもの誤解の理由であるのだが、我々の土地の「潜在的活力の大きさ」には大いに課税の余地があると想定したことで、南部は、その資産に比例して、支払うべき以上のものを国庫に注ぎ込むようにしむけられた。1865年に突如として誕生し、1876年3月18日には選挙に勝利した南部左派が象徴したものは、税に対する抗議にほかならない。国家財政の収支均衡という困難な目標——初回は大きな犠牲をはらって、二度めもさらに過酷な状況のなかで達成された——のために

こそ、国や議会は、長年にわたり人間のもっとも達成しにくい徳のひとつである忍従を強いられてきた。待望の目的地に到着した今日、政府も国民も、公的負担のより公正な分配をめざして、複雑な税体系を見直す税制改革を他のどんな問題よりも優先すべきだと考えないなら、その徳は悪弊となるであろう。

とはいえ、それは忍従ではなく無知のためであったかもしれず、さらに理解しがたいのは、もっとも見識ある人々にも真実の解明が遅れたことだ。南部の相対的貧困は一見してわかることで、その結果、税制は、主に以下の二点で南部にとって極度に不公平なものになっている。第一の理由は、税制が、教会の十分の一税とさほど違いのない、機械的な比例原則に基づいていることである。等比課税は、たとえ数パーセントであったとしても、イタリアでもそうであるように、富者と貧者にまったく異なる形でのしかかる。一万リラの所得からその十分の一を払う者は、千リラの所得から百リラを払わなければならない者ほどには懐が痛まないのだから、税の計量基準の平等性は負担の平等性ではない。最富裕層は所得に比例して消費するわけではなく、最貧層も必要以下の消費ではすまないのだから、間接税においても状況は同じである。第二の理由は、富の本質が不動産であるという南部諸地域の経済体質そのものにある。資本と諸産業の利潤は、程度の差はあれ、課税を免れる余地があるが、土地や家屋はそうではない。

1876年にベトッキ、パンタレオーニ、ボディーオらが試みた初の断片的な調査に触れるまでもなく、1880年代の10年間のイタリア諸地域における資産と税の関係を実証的に分析すれば、その割合が南部にいかにも不利であるかは明らかになる。その後、三割以上の増税があり、北部の産業資本の富は大いに増加した一方で、南部のもっぱら農業的な富は、農産物価格の著しい下落のために、減少はしていないものの停滞的であった。公的負担が同じ割合で増加しているとすれば、今日、資産と税の関係は、南部にとっていっそう不利になっているだろう。

それでも、財務相ルツァッティは、南部経済の後進性を嘆いてその過酷な試練を認識すべく閣僚として腰を上げた。ただそれは、1901年以後のことであり、その悲しい結論はきわめて基本的な真実で、歓迎しうるものではないが、我々にはもとよりわかりきったものだった。彼は述べた。「南部の未来はイタリア王国の未来であり、その状態が改善されないなら、イタリアの他の地域まで疲弊するであろう。」と。翌年の11月にはソンニーノがナポリで、我々の正当な権利を認めるとともに南部問題について警鐘を鳴らす、あの忘れがたい演説を行った。その10日ほど後には、首相ジュゼッペ・ザナルデッリ自らが「政治的統一と税制の公正さの矛盾」の問題を明確なことばで議会に提起した。彼は、高負担の諸税を軽減する法案の説明にあたり、「イタリアの経済は短期間で大いに改善された」と喜び、次のように述べたのである。「科学の進歩が分析方法を飛躍的に増加させたとすれば、観察精神のめざましい発展や、国を愛し、その必要を探究する者たちの賢明な協力によって、我国における経済的不平等やその理由、それに由来する苦難や適切な措置を明らかにするために多くのことがな

されたこともまた、真実である。」ジョリッティの考えもこれと異なるものではなかった。1903年12月1日、下院に新内閣を提示した際、彼は国民生活をとくに脅かす諸問題を列挙し、「万人に必要であるとともに国の義務でもある」として、その筆頭に税制改革、すなわち南部の経済的状況の改善をあげたのだった。

今日、南部問題は公に認められた。正確ではなく、体系的でもなく、単なる傾向の表明にすぎないが、10年前にはそれを想像することさえ見当違いとみなされていたのだ。その傾向が支持をえて促進されれば、イタリア国民の生活に新しい方向性が刻まれざるをえないだろう。その功績の大部分は、一人の青年にある。彼は、まさにこの10年間に、調査の不備や誤りを研究しつづけ、パンタレオーニやボディーオの論証を完成させた。と同時に、比較という方法によって、統一政府が採用した税制はとりわけ南部に負担が重く、実際には、法律に具現された比例という基準自体が、我々に不利な形で侵害されていると論じた。南部の状況を早くから研究していたコラヤンニやチコッティが何度も鋭く指摘したすべてのことを、彼は、それまでなされることのなかった詳細な統計調査で実証したのだった。今日、イタリアの北部と南部の著しい貧富の差は、等比課税が依拠する原則自体を損なうほどの税の不均衡と事実上対応していることが明白になったとすれば、その功績はニッティにある。彼は、誹謗中傷をものともせず評判を博した一連の著作をもって、少し前なら予期することもできなかった活発な検討や発議を国中に巻き起こし、役人たちを眠りから覚めさせた。ニッティは、南部は税をほとんど払わずに多大な資産を保有しているという奇妙な神話を破壊したのだ。そして、イタリア全体がまだ繁栄には至らないなかでも南部はさらに貧しいこと、富の分配に大きく与かる公共財政は、根本的な税制改革を要する南部を犠牲にし、正しく機能していないことを、白日のもとにさらした。他の先駆者たちがすでに気づいていたことに、彼は、同郷人が忘れがたい感謝の念を捧げる熱心な作業によって、資料の裏付けを与えたのである…。

ニッティの統計資料とカラーノ・ドンヴィートの分析調査は、以下の真実を証明している。イタリアの税制には、経済的平等性がみられず、南部に不利な数字の上での完全な平等性すらなく、とくに直接税とその適用においては、数字のうえでも南部に不公平なものになっている。南部では、土地は抵当に入れられ、家屋には多数の人間が集住し、所得では最低所得者が最高所得者よりもはるかに多い。その容認しえない不公正な分配システムは、主として定額の物税が大部分であることから生じており、粗放農業以外に産業のない地域においては、その負担は間接税以上に蓄財、すなわち資本蓄積の妨げとなる。南部のコムーネや県では充分な公共事業がなされていないために、同じく定額の物税である地方の超過課税はいたるところで倍増している。だから、根本的解決策は、バベルの塔たる現在の税を効率的な個人所得税の体系に替える抜本的改革にある。

すでに文明化された諸国の税制は、明確に、穏やかな累退型の累進個人所得税にむかって

いる。そのみが、論理以上に経験が富者よりも貧者に対して事実上不公平になることを示している製品税や消費税を、有効に代替しうるであろう。

プロシアでは、農工業生産物に少額の税を課す以外は、階級税と階層別所得税から成る個人所得税の体系ができあがっている。イギリスでは、土地税は今でも定額を原則とするが、ごく少額で、五つのカテゴリーに分類された所得税がきわめて大きい。そのうちの第一分類のみが土地家屋収入税としてその所有者に課せられ、第二分類は土地運営収入税として借地農が負担している。

もちろん、ただちに根本的な税制改革の達成を求めたり期待したりするのはばかげている。だが、事態はこれまでには思いもよらなかったほど有利であり、財政安定の希望をたちまち無効にする浪費の危険を避けようとする意志と分別さえあれば、将来はさらに確実となろう。それには、後見国家 (Stato mecenario) のとだえがちな慈善行為の所産である寛大な施しに見せかけて、悪を助長はしないが解決にもならないような方法をとらないように留意すればよい。たとえば、恩恵ある特別法と銘打った効果のない応急処置、浪費なしには実行できない、しかも事態の緩和にしか役立たない方法、あるいは、思いつきで計画性のない、新規の公共事業に関する立法は講じないことだ。これらは必要なものではなく、まさにイタリア全土で優位にたとうとしている非生産的小ブルジョアジーの強欲さが要求したものである。イタリアは、金儲けに精をだす棒給生活者に仕える納税の民へと国民をおとしめる、寄生的としかいいようのない官僚組織の支配に脅かされつつある。

この危険は夢想ではない。1901年3月7日、ヴォレンボルグ財務相は「イタリアの中央、地方の全財政は、国民経済に負担が大きく、コストが高すぎ、階層間の貧富の差や地域間の繁栄の差に対して極度にバランスを失っている」として、下院にある法案を提出した。その税制改革の要点は、第一に、国税としてのワイン税の新設と、総所得に対する国税の誕生となるべき世帯税の国家への委譲、第二に、国税である土地税、家屋税、そして動産税のうち、地域的性格のもののコムーネへの委譲であった。その評価はともあれ、広汎な議論を深めるに値することはたしかであったが、誰もそれを支持しなかった。発議した当の大臣が、経過や理由は不明だが、いつのまにか退任し、彼とともに法案も消えてしまった。それが論じられたのは、その年の12月に南部対策との関連で、また、今年5月に公共財政との関連でのみであり、いずれもこれまでになく活発に論じられたとはいえ、税制の大改革という理想は曇らされてしまった。

ナポリ、シチリア、サルデーニャの三つの地域で土地税を半減させるというソニーノの法案に対しても、政府は、徐々に減税を実施するという漠然とした意向を対置しただけだった。土地と所得の双方に税額のごく一部を免除すれば、南部はとくにその恩恵を受けるはずだというのである。たとえ実現されても効果のない、便宜上の施策にすぎない。なぜなら、多大な不均衡の原因は、一面では土地税の実態に、他面では動産税の体制にあるからである。土地台帳をもとに課税されなければ土地税も軽減されないし、税が全面的に改訂されなければ

動産税も変更できない。率直にいうならば、イタリアへの新たな個人所得税導入を求める人々はみな、申告と直接査定に依拠した現在の誤りが正されることを実にまじめに信じ、かつ期待しているのである。税を免れたままの動産の少なからぬ部分にも納税を迫るなら、イギリスと同様に公債、私債をとわずあらゆる証券や株券を記名式とし、手形による貸借に税を課し、証券取引は持参者名義ではなく譲渡証明書が必要とされるようになるだろう。

単なる減税は方便である。財産税の少々の減額は、現在の土地税の性格からして小土地所有者に利益をもたらすことにはまったくならないし、動産税を減額するには算定自体が非現実的だからである。

根本的な変革をただちにめざすのではなく、現状のみを考えるにしても、時間は必要であり、それは一世代の人生に近いほどはかかるだろう。あるいは目的に応じた確実な選択をするには、それが最低限の時間であるかもしれない。そうした選択の一例として、アレッシオ下院議員が以前提案した、国の土地税と家屋税を不動産に課す土地相続税に替えるという法案の採択がある。それは、覚えておいていただきたい点であるが、南部の農業生産はイタリア王国の総生産の35%に相当するというので、北部では二千リラ以下、南部では一万リラ以下の土地相続の場合、抵当に入れられ、不動産税を課された資産に対しては、いっさいの負担を免除するというものだ。

とにかく、必要な解決を先延ばしにはしないことだ。いったい何のために遅らせるのか。時が無益に過ぎるばかりか、政府は支出を増大させて予算の浪費を急いでいるのだから、被害はさらに拡大するだろう。

イタリア初の農業調査の、顧みられることのなかった賞賛すべき最終報告でヤチーニが記したように、イタリアの農業が「税によって収奪されている」とすれば、農業のみによって生きるしかない南部は、公平で合理的な税の削減なしには安堵の息すら望むことができない。その唯一の資産である土地には、あらゆる公的負担がのしかかっている。そしてその土地は、荒れて消耗しているのに、大いに必要であるはずの資本の入る余地がないようだ。それは、資本が高価にすぎるというだけではなく、サランドラが述べたように、抵当の負担が大きいことや、抵当の不分割性が土地の自由な流通を大きく阻害していることが原因なのだ。また移転費用や鉄道料金が非常に高つくために、農産物の売れ行きは不安定で、あらゆる保護的諸税の結果として消費者の購買力も減ぜられている。土地が荒れて消耗しているのは、作物の種類に乏しく、とくに生産性の低い穀類が多すぎるうえ、ブドウやオリーブのような商業的作物はコストがかかりすぎるからなのだ。レッジョ・カラブリアの商工会議所はこう記した。「経常収支の決済や流動資本の部分的更新のために、自負や錯覚により、なお不十分な南部農業の生産力を毎年のように誇張してきたことは、最大の誤りといってよい。」

税の削減と流動資本の増加は、南部農業の根本的な復興のための、二つの関連しあった基本要素である。南部農業の復興は、ブドウ、オリーブ、アーモンド、柑橘類などの果樹栽培の増加はもとより、アペニン山脈沿いでは5月から11月、海岸沿いでは11月から5月に、畜

産業を支える大量のまぐさを育てることで可能となるであろう。だが、間違えないでいただきたい。予算が建て直されないかぎりはずべてが無駄になるであろうし、このことこそが、真に南部に相応の正義を与えようとする税制改革の必須条件なのだ。イタリア南北の「経済的均等」を遠からぬうちにと望むのは、何のためであろうか。たしかに、新生イタリア最大の問題はまさに北部と南部の経済的不均衡の是正にあるが、均衡とは均等化とは異なって、それぞれの地域が互いを侵害せずに存続しうる法的状況を意味している。イタリアという名称があるというだけで均質な国家が存在すると信じることをやめさえすれば、この目的は難なく達成されるだろう。イタリアは均質でも一様でもない。それが重要なことだろうか。均一性は、外見上、見かけ上の統一をつくることはできるが、それは、精神的な信頼と調和からのみ生じうる真の統一ではない。

少額の税と自由貿易によって、あるいは、イタリアにおける経済学の創始者で、ジャンローネやフィランジェーリとともに思考様式における「新時代」を開いたアントニオ・ジェノヴェージが1765年に示した「少ない税と容易な循環」(自由な流通の意)によって、南部でも年間所得が増大し、文明的な新しい生活の道がひらけるように！ やがては今よりも幸福な日々が訪れるというこの予言は、それが、何よりもまず、全イタリアの理性をあげてその優位を際立たせようという揺るがぬ信念をもつなら、わずか数年前には期待できなかった国家予算の残額が無惨にも乱費や奢侈によって失われていく事態への、有効な反論となるだろう。各種の優遇と事業を通じたあらゆる形態の保護と援助による国家予算の浪費は、収支均衡が達成された現在、まさに南部の貧困に対する侮辱である。固定資本に対する流動資本の不足と、その不可避の結果である貨幣価値の高騰とを特徴とする統一後の経済政策の悪弊を絶つことは、とくに南部に利益をもたらすであろう。これまではリグリアの建設業、ヴェネトの毛織物業、ロンバルディアの綿工業への供給だけを顧慮してきたその政策は、今日では、鉄道員、郵便通信局員、ローマニアの労働協同組合に、納税者たる偉大な全イタリア人民が汗して得た貯蓄という最良の成果を、気前のよさに見せかけて、与えようとしている。国家が、万人に有益とはいえない目的、すなわち、よけいな、役にたたないばかりか金のかかる公共事業、それだけではマラリアを駆逐できない干拓、貯蓄能力や防衛上の必要を上回る軍備、政府が優遇・推進する金融上・不動産上の投機、企業家や労働者の組織に対する助成と奨励、国家に対して組織された棒給生活者団体の増加と向上、などに用いるために余分に富を吸いあげつづけているとしたら、国民がより多く働き、生産したところで何になる？ 最左派の諸党派が増税に抵抗したところで、彼らがまず軍事費がなくなれば生じる諸経費の増額をけしかけるなら、いったい何の役にたつだろう。最左派の諸党派は、予算の新規の割当がことごとく小ブルジョアジーの給料や労働者の賃金の原資に直接恩恵となることさえわかれば、それでよいのだ。彼らは、同じ金額の資産でも、束縛がないならば、それ自体で富を生み出し、給料の原資を持続的に増やしていくことがわかっていない。さらに悪いことには、彼らは、フランケッティが鋭く指摘したように、イタリアの半分は労働者ではなく農民

で、農民である方の半分こそがイタリア国家の保護下でない唯一の階級であることに、気づかないふりをしている。イタリア国家の支持者は各種の金融詐欺師や実業家ばかりであり、彼らは決して南部市民ではない。

要は、最重度の税負担が、およそ現在はそのようではないが、最富裕層にこそ課されるような税制改革を求めることだ。しかし、その必要性を十分に理解している者はまだ少ない。国民所得の大きさに不釣り合いな負担は、それがもっとも富裕な階層や地域だけに課されたとしても、結局は最貧層や最貧地域にふりかかるのが常となる。一国の担税力を過度に上回るような負担は、国の経済力を弱め、芽生えつつある産業発展の息の根をとめ、生産の中断、生活費の高騰、賃金の切り下げ、利子率の上昇へと転化する。いうまでもなく、最貧層や最貧地域は、間接的な、また巧妙だとは意識されない無数の方法で直接的に、最大の被害にさらされるであろうし、そのおかげで富者は、いつでも過剰な負担の一部を貧者に押しつけることができるのだ。

あらゆる国で予算は増えている、という。それは事実であるが、その資産に比して、我国ほどの大ききで増えている国はひとつもない。また、こうも言われる。イタリアは、文化的には経済面より相当に遅れたとしても、発展はするであろう、と。それは事実であり、それはひとえに、ヴィーコ流の摂理を備えた事物の「固有の力」、労働にかんする人民のすばらしき徳性のゆえなのだ。しかしまた、もし、我々はまだ遠くに在るが、経済的格差の結果として一国内に段階の異なる二つの文明が存在する国には非常に適した累進税を、早期に導入できるほど公共財政が慎重で抑制されたものであったら、発展はよりめざましく、南部の苦悩もそれほど長く激しいものではなかつたらう。税の累進制は、我が国のような重税国では、非常に累退的な形で負担を徐々に緩和していけば容易に達成できるし、また公共収入のうちの自由に処分できる部分も増えていくのだ。

したがって、南部は、その正当な権利として税制改革がこれ以上引き延ばされないことを願っている。そしてまた、南部が国内消費のヤミ市場に陥ることを、誰かの奇をてらった表現でいえば、イタリアというアリ塚にある甘い汁を出す昆虫の粗末な巣のようになることを防止するような、経済・財政政策の新時代の幕開けを求めている。

ところで、もし政府や議会が無関心でやる気がないなら、「浪費家のイタリア」に対して、過大な国家財政から納税者の利益を保護するとの一途な情熱をもって立ちむかうだろうか。だとすれば、どのような名称や形態の増税もしないこと、余裕があるか少なくとも同程度の財源の裏付けがない限りは支出を増やさないこと、という二つの結論が必然的に導かれる。

なぜなら、イタリアのような徹底した重税国では、我々は最後まで錯覚しているだろうからである。抜本的な改革とはいえ、全体の負担額をより公正に配分しうるだけでなく、不断に増える支出をまかなう新たな大金を国庫にもたらす魔術も可能であると。

## 〔解説〕

上記は ジュステイーノ・フォルトゥナート (Giustino Fortunato, 1848-1932) の『南部問題と税制改革』 (*La questione meridionale e la riforma tributaria*, 1904) の一節である。

ここでは, R.Villari (a cura di) , *Il Sud nella storia dell'Italia*, Laterza, 1988<sup>3</sup>, pp.310-317, を参照した。

著者のフォルトゥナートは, 1848年, イタリア南部バジリカータ州ポテンツァ近郊のリオネーロ・イン・ヴルトゥーレ (Rionero in Vulture) の地主の家庭に生まれた。彼の父親やおじ達は, イタリア統一に際し, 後に証拠不十分で釈放されるものの, 新生イタリア王国に対する陰謀罪やブリガンタッジョ (匪賊) 頭領との共謀罪の嫌疑で逮捕されている。

フォルトゥナートは, 1865年にナポリ大学に進学する。専門である法律にはそれほど興味をもてずにいたが, ルイージ・セッテンプリーニの講義を受けて彼と親しくなった。1869年に卒業後, 将来の道が定まらないままナポリに滞在し, ドイツ語やドイツ文学 (ゲーテやヘルダー) を学び, イタリアの歴史や文学にかんするフランチェスコ・デ・サンクティスの講義に通い, 登山クラブ (Club Alpino Italiano) の会員となって南部の地理に対する考察を深めた。やがて, 『祖国』 (*Patria*) や『国民の統一』 (*L'Unita Nazionale*) などの穏健自由主義の雑誌に執筆しはじめる。1875年頃にはパスクアーレ・ヴィツラリと知り合い, 1878年には彼の紹介でシドニー・ソンニーノの主宰する『ラッセーニャ・セッティマナーレ』 (*Rassegna Settimanale*) 誌の通信員となった。

フォルトゥナートは, ナポリに居をかまえたまま, 1880年には故郷リオネーロから下院選に出馬して当選し, 議員生活に入った。鉄道誘致や技術学校の開校をつうじて地元の振興に努めるだけでなく, 選挙法改正や国有地分割などの国政問題に対しても活発な提言をおこなった。南部左派やザナルデッリによる組閣の際には政府を支持したが, クリスピ内閣には批判的で, 当初は共同歩調をとっていたソンニーノとも次第に見解の相違がめだつようになった。一方で, フォルトゥナートは, 南部の歴史や社会問題に関する多くの論考を発表しつづけ, レオポルド・フランケッティとは「マラリア研究会」 (*Società per gli studi di malaria*) を設立し, 政策的観点からのマラリアの予防・治療に努めた。

1909年に上院議員となり, 1919年に健康上の理由で辞職するまで議員として活動を続けた。1911年には, ガエターノ・サルヴェーミニの主宰する『ウニタ』 (*L'Unità*) 誌の創刊に加わるが, 第一次大戦に際しては, クローチェやジョリッティとともに参戦に反対し, 民主的参戦論をとるサルヴェーミニとは疎遠になる。議会での参戦決議では, 国民として連帯する必要があるとして賛成票を投じるが, 大戦後は, ピエーロ・ゴベッティやネッロ・ロッセッリ, グイド・ドルソら, 若い世代の反ファシズムや南部問題の思想家・活動家と親交を深めた。1932年, ナポリで没する。



**参考文献**

竹内啓一「南部主義者ジュステイーノ・フォルトゥナートの虚像と実像」『一橋論叢』88巻第5号, 1982年, pp. 647-666

竹内啓一『地域問題の形成と展開—南イタリア研究—』大明堂 1998年

*Dizionario biografico degli italiani*, Roma, Istituto Enciclopedia Italiana, 1960-

M. Griffo, *Profilo di Giustino Fortunato: la vita e il pensiero politico*, Firenze, Centro editoriale toscano, 2000. (上記人名辞典の項目と同一著者)

※本稿の訳出にあたり, イタリア近現代史研究会の堺憲一氏(東京経済大学)に多くの貴重なご指摘をいただきました。

(かつた ゆみ 本学助教授)